

(参考資料)

今、農村家族の問題は何かーその現状・動向・課題ー^注

日本大学 川手督也

農村家族のイメージと実際

果たして、今日における日本の農村家族の一般的なイメージはどのようなものなのだろうか？

農村家族のイメージの「原型」は、高度経済成長以前に求めることができると思われる。すなわち、高度経済成長期以前の農村家族は、家＝家父長的直系家族、すなわち、家族関係は家父長制的で、家族構成は直系家族であった。家族規模は未婚の傍系家族を抱えて大きかった。いわゆる大きな農家では、これに住み込みの雇用者や使用人などが加わっていた。また、確立した家の継承システムに基づき、家業や家産の継承が行われた。村落は家連合として形成され、いわゆる「重立ち」を中心として「自治」が行われた。地縁的・血縁的ネットワークは、しばしば個々の農家の生活に干渉した。そうした中で、女性はいわゆる「乳役兼用無角牛」、すなわち、子供を生むことと働き手としてののみ期待される存在であった¹。

しかし、近年、日本の農村家族は大きく変容している。家族形態に注目してみれば、単身、一世代、核家族形態の増加という特徴がある一方、伝統的に多数を占める直系家族形態が依然として多いことがその特徴として捉えられる。しかし、家族関係に注目すれば、家制度のもとで家族構成員が集結していた伝統的なあり方とは大きな違いが見いだせる。すなわち、形態的には同じ直系家族であっても、経営・生活のあり方は多様である。働き方については、兼業化の進展に伴い、家族構成員が別々の職業に就いたり、農業に従事しても経営を部門分担制にするなどしており、生活面では、家計や食事の分離だけでなく、別棟同居、さらには通勤農業など、居住空間を夫婦単位で分離するケースもみられる。こうした現象は、従来の直系家族の「解体」を意味するのではなく、社会環境の変化に適応を図りつつ、家族構成員の個々を尊重する方向へと柔軟に転換しようとしている今日の農村家族のあり方と捉えることができる。

農村家族の生活変容過程

高度経済成長は、農業・農村にも大きな影響を及ぼしたことは言うまでもない。この時期、目に見える形で農業・生活の「近代化」が急速に進んでいった。生活では、都市的生活様式の浸透が進み、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、内便所・内風呂の普及、台所の改善などが急速に進んだ。結果として、重労働が大幅に軽減された。住まいについては、住宅の改善、すなわち、いわゆる田の字型の住まいから夫婦のプライバシーが尊重可能な「近代的住宅」への改築などが進められた。また、労働力では、まず、次三男や女性、ついで長男の順で、他産業への流出が進み、兼業化・混住化の進展がもたらされた。価値観においては、①個人主義的価値観、すなわち、職業選択、居住選択、婚姻の自由、法の下での平等などの意識の浸透、②「征服可能な自然」「開発すべき対象としての自然」へと自然観の変化、③精農主義に一定の経済合理性が加わり、経済偏重の価値観がもたらされた。

¹ 伝統的な農村家族のあり方については、光吉利之・松本通晴・正岡寛司編[41(1986)]等参照。農村家族の変容については、石原[42(1996)]、宇佐美[43(1999)]、川手[44(2000)]、永野[45(2005)]、大内[46(2005)]等参照。

こうした中で、農村家族のあり方も大きく変容した。この時期の家族の変容は、「夫婦家族化した直系家族」と言い表すことができる。家族関係では、家父長制的な性格が弱まり、家族間、特に夫婦およびその子供間の情緒的な結びつきが重視されていった。例えば親子協定の取り組みを契機として、①営農における後継者の責任分担・経営参画の促進、②家計においては後継者の「タダ働き」の解消などを背景とした小ザイフの出現、③住宅の改善などにより、夫婦単位での生活の分化が進展した。

家族形態は、直系家族のままであったが、1950年代に日本社会全般で急速に進行した人口転換の影響から、一夫婦あたりの子供の数は急激に減少し、また、傍系家族が流出していった。そのため、家族規模は、地域差を伴いながらも、総じて小さくなっていった。大きな農家における住み込みの雇用者や使用人は姿を消していった。家の継承システムは、家業継承が崩れ、家産継承のみ保持された。

この時期、経済の高度成長にともなって、多世代同居が基本とされる農家でも夫婦単位の生活が一つの理想の家族像として認識されるようになった。農家の後継者は、サラリーマンの同級生と比較して、自分自身の自由になる小遣いもなく、さらに自分の配偶者は「農家の嫁」として重労働を強いられるなどより不自由な立場にある。そうした状況から脱却すべく、自分の独自の経営部門を作り出す努力をした後継者もあった。時代的にも、農業専業で経営を成り立たせるために、水稻単作から水稻以外の部門が模索される時期とも重なった²。

一方、女性は依然として個としての自立を許されず、女性の「タダ働き」は解消されなかった。固定的な性別役割分担と意識は相変わらず強固であった。そうした中で農業生産力の上昇に伴い、生産労働と家庭生活の領域は明確化していった。女性は、固定的な性別役割分担と意識に基づき生活面の労働の責任を負わされ、その労働はシャドウワーク化していく。結果として、近代農業における「創業者」である夫を生産・生活両面で支える「内助の功」的存在としての農村女性が生み出されたといえる。

直系家族の中の個人化

今日の農村家族、特に専業的農家（過疎地域及び鹿児島など末子相続慣行の地域を除く）の変容を、親子協定の時代＝「直系家族形態をそのままにしての夫婦家族化」と対比して表現すると「直系家族形態をそのままにしての個人化」といえる。

家族形態は、直系家族の枠内にとどまっている。世代間の生活の分化の進展から、別棟や2世代住宅などが増えつつあるが、田代洋一〔37〕が指摘しているように、現実に行っていることは、ぎりぎり3世代世帯を維持するか、それとも家族そのものの崩壊かであり、新たな世帯モデルへの移行ではない。先に指摘した個人単位での生活の分化は、あくまでも個人と世代内、世代間の生活のバランスの上に立ったものであること、家族の個人化の趨勢が強いため、バランスをとるのは容易ではないことに注意しなければならない。森川辰夫〔38〕が鋭く指摘しているように、今日においては、専業農家でさえ、異質化・

² この時期における構造変革のキイ・パーソンは、当時の青年農業者のリーダーである。彼らは、梶井〔40（1997）〕の言う「”いえ”の労働力としての存在から労働力主体として自立した若い息子たち」であり、「戦後の民主教育が育てた個としての自立」を体現している。彼らこそ高度経済成長期の農業・農村を革新した主体であった。また、そうした取り組みを促進したものの1つが、今日の家族経営協定のもととなった親子協定であったといえる。

個人化が進み、まとまっていないことが多いのが現実である。また、家族規模は、一層小さくなっている。家の継承システムのうち、かろうじて維持されている家産継承は、高地価地域となった都市と過疎化の進む山村を中心に動揺をはじめている。

こうした変容をより詳細に記述すると、「①直系家族形態はそのまま、②夫婦（及びその未婚の子供）間の情緒的結びつきが一層重視されながら、③個人単位での営農・生活の一定の分離化が進展している状況」とまとめることができる。このうち、②については、高度経済成長期から見られる現象であり、世代間の営農・生活の分離が促される背景となったが、今日ではその傾向が一層強まっているといえる。③が今日的における特に新しい変化の部分といえるが、特徴的な現象としては、①営農における女性の責任分担・経営参画の促進、②家計においては女性労働のタダ働きの解消などを背景とした個計の出現、③家族を離れた個人としてのつきあいの増大などがあげられる。③について付言すると、旧来の地縁や血縁に基づくつながりとは異なった「選択縁」、「友縁」と呼ばれるようなつながりであり、これは家族と地域社会との間に新たな回路が開かれたことを意味する。そうした中で、個人の自己実現の基盤が確保されると同時に、新しい地域形成に向けた動きも生まれている。なお、以上の個人単位での営農・生活の分化は、あくまでも個人と世代内、世代間の生活のバランスの上に立ったものであること、農家の家族関係の個人化の趨勢が強いため、バランスをとるのは容易ではないことに注意しなければならない³。こうした家族関係の変化は、農村社会の変化を考える上できわめて重要である。

農村女性のパワーアップ

農村家族に変化をもたらしたキイ・パーソンは、今日において 50～60 歳代前後の農村女性リーダーであると考えられる。彼女たちは、戦後生まれであり、いわゆる戦後民主化教育を最初から受けた世代である。農業との関わりでは、農家出身か否かにかかわらず、結婚後にはじめて就農するというパターンが多い。リーダーとしての本格的な主体形成は子育てなどが一段落した 30 歳代以降である場合が多い。都会のサラリーマン家庭出身で結婚前は全く農業・農村体験のない者も少なくない。その結果、図らずも、農業・農村の危機的状況の深化と並行するように主体形成を行うこととなった。今日における彼女たちの取り組みは、自分の家の農業・生活に発し、地域社会、さらには都市サイドまで広がっている。内容的には、狭い意味での農村女性の地位の向上のみならず、産直、直売、伝統文化の継承や新しい生活文化の創造、地域づくり、地域資源管理、環境問題への対応、高齢者福祉、都市住民や消費者との交流など、生活者の視点を生かした多様で幅の広いものとなっている。

エンパワーメントの面でも、市町村農業委員さらには市町村会議員に自分たちの代表を送り込む運動が各地ではじまっている。彼女たちの取り組みは、世の中を徐々にではあるが着実に変えていく力となりつつあるといえる。彼女たちが農業者としてのアイデンティティを確立し家族や地域社会を変えてきた、あるいは、変えようとしてきた過程を多面的

³ 綿谷 [47 (1968)] は、親子協定の時代の農家の家族関係の変容を論じた際に、農業の技術構造や経営構造が近代化し、いわゆる要素所得均衡の自立経営農家層が成立することを前提としながら、アメリカの家族農場に近い性格の夫婦家族化が進むとした。しかし、日本の農家は、綿谷の予測したような夫婦家族化にはならなかった。実際には、組織としてのいえ、すなわち、直系家族形態（多世代同居）は崩壊していない。また、新しい変化のベクトルとして、個人化が加わっている。



写真 3 - 2

女性の地域活動

自分たちで作った農産物を朝市で加工販売し、その利益を地域活動、福祉支援に還元している。女性の地域における活動の原点であり、小さな起業のはじまりでもある。

[堤マサエ撮影]

に調査・分析することにより、農村家族、特に専門的農家の家族の変容過程とその意味を的確に捉えることが可能と思われる。

今日の農村女性リーダーは、夫婦単位での暮らしを重視しながら、多世代での暮らしも大切にし、同時に自らの自己実現も可能にすることを志向している。荒樋ら [39] が指摘しているように、「家族間調整」・「夫婦単位化」・「個人化」の3つの方向性を状況に応じて適用しながら、「自分らしく生きる」ことを目指す女性の姿が浮かび上がる。そうした中で形成されてきた農村家族のあり方が、「直系家族形態をそのままにしての個人化」である。今日、農村女性リーダーが普及組織などの関係機関と推進している家族経営協定は、個人と世代内、世代間の生活のバランスをとりながら、新しい農家の家族関係のあり方への転換を促進する機能を有しているといえる。



写真 3 - 3

岩手県衣川村（現奥州市）における家族経営協定合同調印式

家族経営協定は、家族の話し合いに基づき農業・生活に関するとりきめを文書化したものであるが、社会的効果を高めるために、市町村や農業改良普及センター等関係機関の立ち会いの下、締結農家による合同調印式が行われることが多い。[吉田智枝撮影]

農村家族をめぐる今後の課題

日本の農村生活の今後を左右するポイントの1つは、個人を尊重した家族、さらには地域社会の自立的なあり方の確立とそれに基づく新たな社会的連帯の形成が可能か否かということである。もし可能でなければ、今日の農業・農村をめぐる危機は一層深刻なものとなるであろう。その際、農村女性の位置づけがきわめて重要といえる。

1990年代に入り、農業における女性の役割がようやく評価されるようになってきた。経

営体の発展に必要な条件として、後継者のみならず女性についてもその立場を明確にし、生産力の発展を目指すと同時に、家族内部であっても個人として尊重し経営の仲間として認め合う家族関係の構築が図られている。このことから、直系家族は経営と生活面での柔軟な対応により、現代社会における多様な家族のあり方を享受していると理解できる。さらなる新しい農業や農村生活の展開は、こうした新しい家族関係が築かれている農村家族の中から生まれてくることが期待できる。



写真 3 - 4

そばの収穫をする経営主夫妻（岩手県滝沢村 上野登・かなえ氏）

近年は、農村家族においてもお互いを個人として尊重し認め合う夫婦関係や家族関係への変化がみられる。

〔川手督也撮影〕

ここで、農村家族の家族形態＝直系家族の今後と関連する問題である家産継承や同居扶養・介護に注目すると、農村社会の特質の1つは高い定住性にある。従って、「世代を越えた定住」がしばしば当然視される。しかし、今日の社会経済情勢や少子化の進行、個人主義的価値観の浸透に鑑みて、直系家族とそれに基づく家産継承や同居扶養・介護のシステムは、農家の現状に次第にそぐわなくなっている。特に女性が将来にわたって大きな重荷を背負うことになるのではないかと推測される。こうした問題が、女性の個としての自立を阻害していることはいうまでもない。そのため、直系家族を不文律としない多様な家族構成と地域に開かれた継承および扶養・介護システムを構築する必要がある。

農村家族の家族形態は、結果的には、今後も直系家族が中心となると推測される。今日における就農と同様、選択の結果としての直系家族であり、その際でも地域に開かれたシステムは必要である。また、特に農地の継承については、個々人の権利と農業の安定的継承を同時に保障するシステムを確立する必要がある。梶井〔40〕が指摘しているように、基本法農政において、“家族関係の近代化”という命題を提示しながら、それに対応した経営継承方式は検討しなかった。いま問われなければならないようになってきていることは、近代的家族経営の確立を唱えながら、経営継承については、“前近代的家父長的直系家族”の枠組みの中で、まかせてきたことである。その解決には大きな困難を伴うものの、すでに、新しい取り組みは各地に生まれつつある⁴。今やこれらの課題を一挙に解決するシステムの構築と対応する制度的支援が必要である。

⁴ 例えば、家族経営協定の活用により、個々人の権利と経営資源の円滑な継承を両立させようとする事例が生まれている。この点については、川手〔2006〕等参照。

注：日本村落研究学会編『むらの社会を研究する－フィールドからの発想－』農山漁村文化協会、近刊より抜粋。